

平成19年5月21日  
総務省自治行政局自治政策課

## 「【総務省】に対する対応」【事務局意見】に係る補足説明

先般、「民間団体への援助に関する検討会」中間取りまとめたき台に対し、弊省より意見を提出し、5月16日付けで事務局より修文案の送付があったところですが、当該修文案中の【事務局意見】に対し、下記のとおり補足説明します。

事務局におかれでは、この旨、他の構成員に対してもご周知いただきますようお願いします。

### 記

#### 【総務省】に対する対応【事務局意見】中の補足説明箇所

第1 2は、第2以下において民間団体への財政的援助の在り方を検討する前提として、既存の財政的援助を含めた国と地方公共団体の役割分担に関する基本的な考え方を示した部分であるから、ご意見の趣旨は、「等所要の」との記述中に含まれているが、第3 3における地方財政措置に関する記述の理解にも資すると考えられることから、ご意見を踏まえ、下記のとおり修文を行うこととした。

なお、「国庫補助」については早期援助やその全国的な傘団体について、「地方財政措置」についてもDV関係の民間団体に関して既にとられているから、「今後、」との記述はできない。

#### 【補足説明】

上記下線部の記述は、中間取りまとめたき台6ページの「国においては、都道府県が支弁する一時保護に係る委託費用の2分の1を補助するとともに、DVの民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助について、地方交付税法（昭和25年法律第211号）上の特別の財政需要として、各年度の特別交付税の算定基準に盛り込んでいる。」との記述を踏まえてのものと推察されるが、総務省としては、DV民間シェルター等に係る特別交付税（以下「DVに係る特別交付税」という。）措置については、以下の通り対応している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）の趣旨を踏まえ、現在、地方公共団体は、DV被害者の保護について、行政と民間の役割分担などを整理した上で、民間団体を活用し地域の実情に応じた対策に取り組んでいるところ。

D Vに係る特別交付税は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間団体に対し、民間シェルターの運営に係る経費等について、地方公共団体が補助した額を基準として算定し、地方公共団体に対して交付している。これは、D V防止法において、民間の役割として一時保護委託先の1つに民間シェルターが想定されており、それに基づき地方公共団体の具体的な財政需要に対して特別交付税を措置しているものである。

なお、D V被害は犯罪被害者の一被害類型ではあるが、その他の犯罪被害者を支援する民間団体に対しての地方財政措置を議論する際には、D Vに係る特別交付税の措置の際に行つた整理と同様に、行政と民間の役割分担について整理する必要があり、現段階においては、地方財政措置について、D V対策とその他の犯罪被害者対策とを同様に取り扱うことは適切ではない。

(参考)

D V防止法第3条第4項により、一時保護は、婦人相談所が、自ら行い又は一定の基準を満たす者に委託して行うものと定められており、民間シェルター等への委託が可能となっている。

(以上)